

令和3年度の人権相談・行政相談

相談窓口名称：特設人権相談所

日 時…下記のとおり

会 場…下記のとおり

相談内容…①親子・離婚・扶養などの家庭内の問題

②近隣間のトラブル

③いじめ・体罰などの子どもの人権問題など ※個人情報を守られます

相談員…市の人権擁護委員

相談料…無料

事前申込…不要です。直接会場へお越しくください。

問合せ…市民税務課市民相談室（電話74-0042、有線2-3372）

妙高高原支所市民窓口係（電話74-0048）、妙高市所（電話74-0051）

月	日	曜	会 場	相談時間	相談員 人数	法務局 職員	備 考
4	10	土	いきいきプラザ	9時30分～12時30分	2		
5	10	月	妙高高原支所	9時30分～12時30分	2		
6	10	木	いきいきプラザ	9時30分～12時30分	2		
7	10	土	妙高保健センター	9時30分～12時30分	2		
8	10	火	いきいきプラザ	9時30分～12時30分	2		
9	10	金	妙高高原支所	9時30分～12時30分	2		
10	10	日	いきいきプラザ	9時30分～12時30分	2		
11	10	水	妙高保健センター	9時30分～12時30分	2		
12	10	金	妙高高原支所	9時30分～12時30分	2		
1	10	祝	いきいきプラザ	9時30分～12時30分	2		
2	10	木	いきいきプラザ	9時30分～12時30分	2		
3	10	木	いきいきプラザ	9時30分～12時30分	2		

相談窓口名称：行政相談

日 時…下記のとおり

会 場…下記のとおり

相談内容…国の仕事や、国が県や市に委任している仕事について、
皆さんから意見や要望、苦情などをお聞きし、解決に努めます。

相談員…市の行政相談員

相談料…無料

事前申込…不要です。直接会場へお越しくください。

問合せ…市民税務課市民相談室（電話74-0042、有線2-3372）

妙高高原支所市民窓口係（電話74-0048）、妙高支所（電話74-0051）

月	日	曜	会 場	相談時間	相談員 人数	総務省 職員	備 考
4	10	土	いきいきプラザ	10時～12時	1		
5	10	月	妙高高原支所	10時～15時	1		
7	10	土	妙高保健センター	9時30分～12時30分	1		
8	10	火	いきいきプラザ	10時～12時	1		
9	10	金	妙高高原支所	10時～15時	1		
10	10	日	妙高保健センター	9時30分～12時30分	1		
11	10	水	妙高保健センター	9時30分～12時30分	1		
12	10	金	妙高高原支所	10時～15時	1		
1	10	祝	いきいきプラザ	10時～12時	1		
3	10	木	いきいきプラザ	10時～12時	1		